

第10回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長 : ただ今から、第10回玉村町農業委員会の農振部会を開会いたします。  
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

事務局長 : ありがとうございました。それでは、農振部会長に進行をお願いいたします。

部会長 : それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。  
早速ですが議題に入りたいと思います。  
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号は農地法第3条の許可申請なので部会では扱いません。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和6年3月22日受付

この申請は住宅建設のための売買による一般住宅用地への農地転用です。

<申請内容について説明>

次に、番号2 令和6年3月22日受付

この申請は分家住宅建設のための使用貸借権設定による、一般住宅用地への農地転用です。

<申請内容について説明>

次に、番号3 令和6年3月22日受付

この申請はコンビニエンスストア建設のための賃貸借権設定による農地転用です。

<申請内容について説明>

次に、番号4 令和6年3月22日受付

この申請は現場事務所および露天駐車場として利用するための、使用貸借による一時転用の農地転用です。

<申請内容について説明>

部会長 : 現地確認に行く前に何か質問はありますか。  
それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

(現地確認後)

部会長 : 現地確認お疲れさまでした。

それでは、議案第2号 番号1についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、  
部会としては、許可相当といたします。

次に、番号2についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、  
部会としては、許可相当といたします。

次に、番号3についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、  
部会としては、許可相当といたします。

次に、番号4についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、  
部会としては、許可相当といたします。

部会長 : ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

#### 玉村町農業委員会 議事録 (本会議)

事務局 : ただ今から、第10回玉村町農業委員会を開会いたします。  
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

事務局 : ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長 : 本日の出席委員は10名ですので、総会は設立しております。  
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、  
今回は 10番 原 泰治 委員 1番 山口 武 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議長 : それでは、議事に入ります。  
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

事務局 番号1 令和6年3月11日受付  
この申請は農地の所有権移転の申請です。

<申請内容について説明>

議長 : それでは、番号1について審議を行います。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案  
のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 1 は原案のとおり**許可**と決定いたします。

以上で議案第 1 号を終わりにします。

議 長 : 次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。

<申請内容について説明>

議 長 : それでは、番号 1 について審議を行います。  
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 1 について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 1 は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

事務局 : 次に、番号 2 令和 6 年 3 月 22 日受付  
この申請は分家住宅建設のための使用貸借権設定による、一般住宅用地への農地転用です。

<申請内容について説明>

議 長 : それでは、番号 2 について審議を行います。  
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号2について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号2は原案のとおり許可相当と決定いたします。

事務局 : 次に、番号3 令和6年3月22日受付  
この申請はコンビニエンスストア建設のための賃貸借権設定による農地転用です。

<申請内容について説明>

議長 : それでは、番号3について審議を行います。  
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号3について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号3は原案のとおり許可相当と決定いたします。

事務局 : 次に、番号4 令和6年3月22日受付

この申請は現場事務所および露天駐車場として利用するための、使用貸借による一時転用の農地転用です。

<申請内容について説明>

議長：それでは、番号4について審議を行います。  
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号4について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号4は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

以上で議案第2号を終了いたします。

議長：次に、議案第3号 農用地利用集積計画（売買等支援事業）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第3号 農用地利用集積計画（売買等支援事業）について説明いたします。  
令和5年12月の会議にて、同事業にて群馬県農業公社が買い取った農地について、群馬県農業公社から希望する農家への売却の手続きとなります。本事業を利用して約3反の田 1筆を購入する予定です。

議長：それでは、議案第3号について審議を行います。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。議案第3号について、**承認**と

することに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、議案第3号は原案のとおり**承認**と決定いたします。

議 長 : 次に、議案第4号 令和6年度最適化活動の目標の設定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第4号 令和6年度最適化活動の目標の設定について説明します。国の通知に基づき、令和4年度から農業委員会は最適化活動についての目標を設定し、公表することとなっています。本年度の目標について、議案のとおり設定してよいかご意見を伺います。なお、農地の担い手への集積率は、令和5年度末時点で73.2%となっており、昨年度の71.4%より1.8%上がっています。

議 長 : それでは、議案第4号について審議を行います。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。議案第4号について、**承認**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、議案第4号は原案のとおり**承認**と決定いたします。

議 長 : 続いて、報告事項に入ります。  
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項1 農地法第5条第1項第6項の規定による市街化区域の届出書の受理状況について報告いたします。2件受理しております。

報告事項2 農地法第18条第6項の規定による解約の通知書の交付状況について報告いたします。今月は別紙のとおり2件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議 長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、報告事項については、終了とします。

議長：続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局：○農業委員会だよりについて

毎年1回、4月に農業委員会だよりを発行しています。農事支部長経由で各農家に配布いたしますのでご承知ください。今年度は紙面を一新し、新規就農者の紹介を載せています。

○じゃがいもたまねぎの管理（草とり）について

草が生えてくるのでどこかで草取りをしたい。→委員に諮る  
※たまむらカレーの試食は7月5日（金）になりました

○活動記録簿について

毎月作成をお願いしている活動記録簿ですが、今年度より記入用紙を議案に同封して送ります。記入し、会議の際にご提出ください。不足の場合は事務局にご連絡ください。

議長：以上で、本日の議題は全て終了いたしました。  
進行を事務局にお返しいたします。

事務局長：これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。